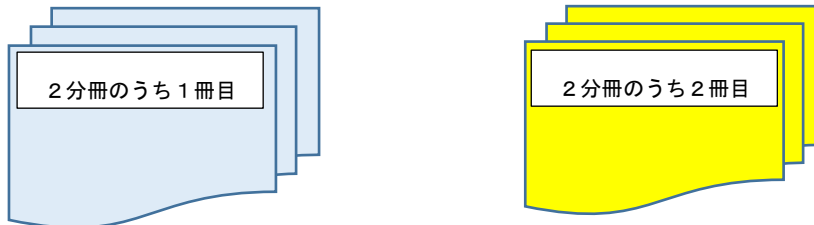


事業概況報告事項を提供する際の留意点

- 1 事業概況報告事項本体は、PDF ファイルによりあらかじめ作成してください。
事業概況報告事項本体には、次ページ「事業概況報告事項の各項目」の内容を記載してください。
- 2 事業概況報告事項は、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」にて提供者の情報等（以下、「頭紙情報」という。）を対話形式で入力した後、続けて「添付書類（PDF）追加」画面でPDF ファイルを添付し、送信してください。
- 3 事業概況報告事項の添付ファイル（PDF 形式）について、一度の e-Tax 手続で添付し送信することが可能なファイル数の上限は 136、総容量の上限は 14.0MB です。最大ファイル数、PDF ファイル総容量のいずれかの上限を超える場合は、e-Tax 手続を頭紙情報の作成から複数回行い提供してください。
また、1 ファイル当たりの容量が 14.0MB を超える場合には、1 ファイル当たりの容量が 14.0MB 以下となるようファイルを複数に分割してください。
PDF ファイルを分割する際は、以下の図のように PDF ファイルの先頭ページの上部に「○分冊のうち○冊目」と表示してください。

（★ PDF ファイルを 2 冊に分割する際の表示方法）



- 4 事業概況報告事項の頭紙情報又は PDF ファイルは、修正することができます。修正の際は、再度 e-Tax で正しい頭紙情報の入力を行い、続けて修正した PDF ファイルを添付の上、送信してください。e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」に修正専用の手続画面はございませんので、当初提供した手続画面と同じ「特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項」を選択し、送信してください。
また、PDF ファイルを修正する際は、下図のように PDF ファイルの先頭ページの上部に「修正」と表示してください。

（★ PDF ファイルを修正する際の表示方法）



○事業概況報告事項の各項目

措規第 22 条の 10 の 5 第 1 項 (抄)

- 1号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等との間の関係を系統的に示した図
- 2号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の事業等の概況として次に掲げる事項
 - イ 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉
 - ロ 当該特定多国籍企業グループの主要な5種類の商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーン（消費者に至るまでの一連の流通プロセスをいう。ハにおいて同じ。）の概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要
 - ハ 当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額のうち当該合計額を商品若しくは製品又は役務の種類ごとに区分した金額の占める割合が100分の5を超える場合における当該超えることとなる商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーンの概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要（ロに掲げる事項を除く。）
 - ニ 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる役務の提供（研究開発に係るものを除く。ニにおいて同じ。）に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要（当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含む。）
 - ホ 当該特定多国籍企業グループの構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）、使用する重要な資産その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要
 - ヘ 当該特定多国籍企業グループの構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要
- 3号： 特定多国籍企業グループの無形資産（法第66条の4第7項第2号に規定する無形資産をいう。以下第7号までにおいて同じ。）の研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要並びに当該無形資産の研究開発の用に供する主要な施設の所在地及び当該研究開発を管理する場所の所在地
- 4号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる取引において使用される重要な無形資産の一覧表及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表
- 5号： 特定多国籍企業グループの構成会社等との間の無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表その他当該構成会社等との間の無形資産に関する重要な取決めの一覧表
- 6号： 特定多国籍企業グループの構成会社等との間の研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要
- 7号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われた重要な無形資産（当該無形資産の持分を含む。以下この号において同じ。）の移転に係る当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該移転に係る無形資産の内容及び対価の額その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要
- 8号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含む。）
- 9号： 特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含む。）
- 10号： 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要
- 11号： 特定多国籍企業グループの連結財務諸表（連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に記載された損益及び財産の状況
- 12号： 特定多国籍企業グループの居住地国を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法その他当該構成会社等との間の所得の分配に関する事項につき当該特定多国籍企業グループの一の構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合における当該確認の概要
- 13号： 前各号に掲げる事項について参考となるべき事項